

不妊治療費の助成を開始します

(健康福祉課)

町では、不妊治療を受けるご夫婦を対象に経済的な負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部助成を平成27年度から行います。

○助成内容

平成27年度茨城県不妊治療費助成事業の補助金交付を受けた夫婦に対し、1回の治療に要した費用のうち、茨城県から受けた補助金の額を差し引いた額について、5万円(治療内容によっては2万5千円)を限度に助成します。

○対象となる治療

体外受精及び顕微授精(保険外診療分)

○対象者

次のすべての要件を満たす夫婦が対象になります。

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻が、特定不妊治療が終了した日及び申請日において、町内に住所を有する者
- ② 茨城県不妊治療費助成事業に基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として、茨城県の指定を受けた医療機関で特定不妊治療を受けた者
- ③ 茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けた者
- ④ 町税等の滞納がないこと

○申請期間

特定不妊治療が終了した日から起算

して1年以内

○申請手続き

県で実施している平成27年度茨城県不妊治療費補助金の交付決定及び額の確定通知書を受け取った後、左記の書類をそろえ、速やかに保健センターへ申請してください。

※茨城県不妊治療費助成事業に関するお問い合わせ

古河保健所 ☎(32)3021

○申請に必要な書類

- ① 五霞町不妊治療費助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 五霞町不妊治療費助成事業補助金請求書(様式第3号)に振込先口座を記入したもの
 - ③ 茨城県不妊治療費補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
 - ④ 茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書(写し)
 - ⑤ 申請者の住民票謄本の写し(同一年度内の2回目以降の申請の場合は身分証明書の写しでも可)
 - ⑥ 医療機関発行の領収書の写し
- ※①、②の書類については、保健センターの窓口または町ホームページからダウンロードしてお取りください。※申請の際は、印鑑をお持ちください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

『カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の回』

水道週間スローガン

6月1日(月)から7日(日)は、第57回「水道週間」です。

この機会に水道についての理解を深めましょう。

■町の水道施設について

川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場にポンプで圧送する施設です。

小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し川妻浄水場へ送水しています。

川妻浄水場

川妻取水場から送られてきた利根川の表流水を塩素処理・ろ過処理等の処理を行い、小手指配水場を経由して送られてきた埼玉県水とともに各家庭に配水をしています。

■水道の届出はお早めに

次のような場合は届出が必要になりますので、上下水道課までご連絡をお願いします。

- ① 水道を開始するとき
- ・ 町内で転居するとき
- ・ アパートに入居するとき
- ・ 一時中止していた水道の使用を再開するとき
- ② 水道を休止するとき

■水道のメーター検針について

正確な検針を行うためにご協力をお願いします。

- ・ 水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・ 水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。
- ・ 犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。
- ・ 家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

■川妻浄水場一般見学会

水道水がどのようにできるのか、みなさんの目で確かめてみませんか。

- 期間 6月1日(月)～7日(日)
- 時間 午前9時～午後3時
(正午～午後1時を除く)

○場所 川妻浄水場

○ 受付 事前にお電話にてご予約をお願いします。

○お問い合わせ

上下水道課 ☎(84)3000